

平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、電気料金や燃料費等の高騰の影響を受けている市内事業者を支援するため、平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2 支援金の交付対象の事業者は、平川市内に本社、店舗又は主たる事業所を有し、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、農業を営む事業者は、農業生産部門と農業生産以外の部門を分けて確定申告を行っている事業者について、農業生産以外の部門を対象とする。

- (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者
- (2) 医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人及び農事組合法人

(交付要件)

第3 支援金の交付要件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 令和3年12月31日までに事業を開始した事業者は、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。

ア 市内に本社、店舗又は主たる事業所を有していること。

イ 次に掲げる事業者の区分に応じて定める次の事業期間に係る確定申告を行っていること。

①個人事業者は、令和3年分。

②令和3年4月30日までに事業を開始した法人（第2第1項第2号及び第3号に規定する事業者をいう。以下この要綱において同じ。）は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に事業期間の終期が到来する期間。

③令和3年5月1日から令和3年12月31日までの間に事業を開始した法人は、令和4年4月1日から令和4年11月30日までの間に事業期間の終期が到来する期間。

ウ 住民税等の滞納（個人事業者の場合は世帯員全員を含む。）がないこと。

エ 申請日から起算して1年以上事業を継続する予定があること。

(2) 令和4年1月1日以降に事業を開始した事業者は、次に掲げる要件を全て満たしたものとする。

ア 市内に本社、店舗又は主たる事業所を有していること。

イ 住民税等の滞納（個人事業者の場合は世帯員全員を含む。）がないこと。

ウ 申請日から起算して1年以上事業を継続する予定があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は交付対象としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める営業を行う者。
- (2) 平川市暴力団排除措置要綱第2条に定める暴力団又は暴力団員等に該当する者。
- (3) 政治活動又は宗教活動を目的とした事業を営む者。
- (4) 公序良俗に反する事業を営む者。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと市長が認める者。

(交付金額等)

第4 支援金の交付額は、事業を開始した時期により、次の各号のとおりとする。ただし、算定された額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

- (1) 令和3年12月31日までに事業を開始した事業者は、第3第1項第1号イに規定する事業期間に係る確定申告書類に記載された水道光熱費等（電気料、水道料、下水道料、ガス代、灯油代、軽油代、重油代、ガソリン代をいう。以下同じ。）のうち、市内事業所に係るものの合計金額の10分の1の額。
 - (2) 令和4年1月1日以降に事業を開始した事業者は、令和4年中に支払った事業に係る水道光熱費等のうち市内事業所に係るものの合計金額の11分の1の額。
- 2 第1項の規定にかかわらず、交付額は次の各号に掲げる金額を上限とし、従業員数は市内事業所に勤務する者の数とする。
- (1) 個人事業者又は従業員数10人未満の法人 100千円
 - (2) 従業員数10人以上30人未満の法人 300千円
 - (3) 従業員数30人以上の法人 500千円

(交付申請等)

第5 支援金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）。
- (2) 令和3年12月31日までに事業を開始した個人事業者は、令和3年分の確定申告書（又は住民税申告書）及び青色申告決算書（又は収支内訳書）の写し。ただし、收受日付印又はe-Taxの受信通知があるものでなければならない。
- (3) 令和3年12月31日までに事業を開始した法人は、次に掲げる期間に係る法人税確定申告書（別表一及び第二十号様式）、法人事業概況説明書及び損益計算書（水道光熱費、燃料費の額がわかるもの）の写し。ただし、法人税確定申告書及び法人事業概況説明書については、收受日付印又はe-Taxの受信通知があるものでなければならない。
 - ア 令和3年4月30日までに事業を開始した場合は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に事業期間の終期が到来する期間。
 - イ 令和3年5月1日以降に事業を開始した場合は、令和4年4月1日から令和4年

1 1月30日までの間に事業期間の終期が到来する期間。

- (4) 令和3年12月31日までに事業を開始した事業者が、第3第1項第1号イに規定する事業期間に係る確定申告書類において、水道光熱費等を水道光熱費、燃料費等以外の科目で記載した場合は、第3第1項イに規定する事業期間に支払った水道光熱費等に係る金額がわかる通帳、領収書又は総勘定元帳等（以下「通帳等」という。）の写しも併せて提出しなければならない。ただし、支払先、支払内容、支払時期、支払金額が確認できるものでなければならず、領収書は領収印のあるものに限るものとする（以下、第5において同じ。）。
- (5) 令和4年1月1日以降に事業を開始した個人事業者は、事業開始を証明できるもの（開業・廃業等届出書等）及び令和4年中に支払った事業に係る水道光熱費等に係る金額がわかる通帳等の写し。
- (6) 令和4年1月1日以降に事業を開始した法人は、法人設立届出書、市内事業所に勤務する従業員数を証明する書類及び令和4年中に支払った水道光熱費等の金額に係る通帳等の写し。
- (7) 市外に住所を置く事業者で市内に店舗又は主たる事業所を有する事業者の場合は、住民税等の納税証明書又は滞納がないことを証明する書類。なお、個人事業者の場合は世帯員全員分が必要なものとする。
- (8) 預金通帳（金融機関名、店舗名、口座番号、口座名義等がわかるページ）の写し。
- (9) その他、市長が必要と認めるもの。

2 前項に定める書類の提出期限は、令和5年2月28日まで（消印有効）とする。

3 交付申請は郵送で行うものとし、申請回数は1事業者あたり1回までとする。

（支援金の交付決定及び額の確定等）

第6 市長は、第5の規定による交付申請があったときは支援金の交付の可否を決定し、支援金を交付することと決定した場合は当該支援金の額を確定し、平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金交付（不交付）決定兼交付額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第7 市長は、第6の規定により支援金の交付決定及び交付額確定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、支援金の交付決定を取消することができるものとする。

- (1) 提出書類の記載内容に虚偽があったとき、又は支援金の交付に関して不正行為があったとき。
- (2) この要綱又は支援金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 市長が支援金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取消しした場合、平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を取消しした場合において、すでに支援金の交付がされているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとし、平川市事業者物価等高騰対策緊急支援金返還請求書（様式第4号）により対象者に通知することとする。

（報告及び検査）

第8 市長は、申請内容等の確認のため、申請者及び交付決定者に対して必要な報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

（帳簿及び関係書類の整理・保管）

第9 交付決定者は、収支に関する帳簿を備え、関連書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、支援金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（取扱方法）

第10 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、平川市補助金等の交付に関する規則（平成18年平川市規則第53号）の定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。